

第3章 子供が心豊かにたくましく育つ環境づくり

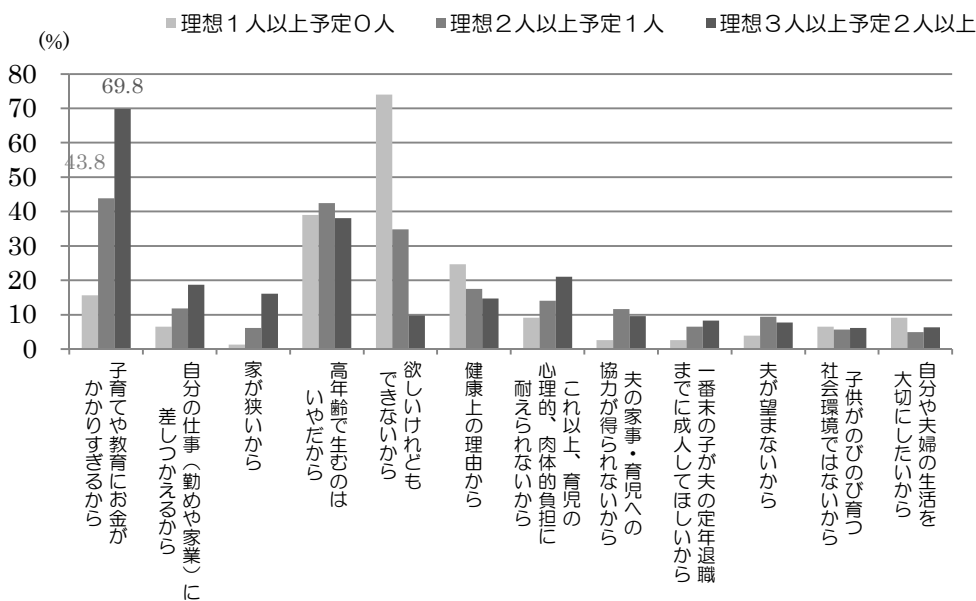
1 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

子育て家庭にとって、教育費や医療費などの、子育てに必要な費用に対する負担感は大きいものです。

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、2人以上の子供数を理想と考えている方で一番多く、特に、3人以上の子供数を理想としている方では69.8%が選択しています。

■理想・予定子供数の組み合わせ別にみた、理想の子供数を持たない理由



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』(2019.3)

また、県の「平成 27 (2015) 年度男女共同参画にかかる県民意識調査」(男女共同参画課実施)においても、子供の減少の理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」と答えた割合が、男性全体で 68.1%、女性全体で 65.9%とそれぞれ最も高くなっています。

こういった状況を受け、令和元 (2019) 年 10 月より、3歳から5歳を対象とした幼児教育等の無償化が全国で始まりました。県では、これまでも多くの子供を育てる世帯を対象とした保育料無償化を行ってきましたが、これから子育てしようとする人たちが経済的な負担を心配して子供を持つことを躊躇しないよう、新たに副食費も支援対象とするなど、これまでの取組を後退させることなく引き続き取り組んでいくことが必要です。

今後の取組

ア 多くの子供を育てる世帯を対象として、3歳未満の保育料の無償化、3歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業)への助成を行う「紀州っ子いっぱいサポート」や就学前の乳幼児の医療費補助を、引き続き市町村と連携し、実施していきます。

イ 保育所に通わず在宅で育てる世帯についても支援金を支給するなど、それぞれの家庭の子育ての選択肢に合わせた支援を実施します。

ウ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、大学生等進学給付金制度など、低所得世帯への支援の充実を図ります。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------|
| 紀州っ子いっぱいサポート | 一定の所得制限のもと、第2子以降について、3歳未満の保育料の無償化、3歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。 | 子ども未来課 |
| 在宅育児支援 | 一定の所得制限のもと、第2子以降の0歳児を保育所等に預けず在宅で育てる世帯に支援金を支給します。 | 子ども未来課 |
| 乳幼児医療費助成 | 一定の所得制限のもと、市町村と協力して就学前の乳幼児の医療費を無料にします。 | 健康推進課 |
| 修学奨励事業(奨学金)〈再掲〉 | 一定の所得制限のもと、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、その修学に要する費用の一部を無利子で貸与します。 | 生涯学習課 |
| 修学奨励事業(進学助成金)〈再掲〉 | 一定の所得制限のもと、大学等に進学するにあたり、自宅から通学が困難なため、下宿や寮に転居せざるを得ない学生に対し、費用の一部を無利子で貸与します。 | 生涯学習課 |
| 奨学のための給付金〈再掲〉 | 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象に、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。 | 生涯学習課 |
| 大学生等進学給付金〈再掲〉 | 一定の所得制限のもと、進学意欲と学力が高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し安心して学び、将来の地域社会の担い手となることを支援するため、選考のうえ給付金を支給します。 | 生涯学習課 |

数値目標

| 指標等 | 現状(平成30年度) | 目標年度 | 目標値 |
|--------------------------------------|------------|-------|-------|
| 第2子以降の保育料を無償化する市町村数 | 27市町村 | 令和6年度 | 30市町村 |
| 在宅で育児する家庭への独自支援(県制度への上乗せ支援)を実施する市町村数 | 12市町村 | 令和6年度 | 30市町村 |

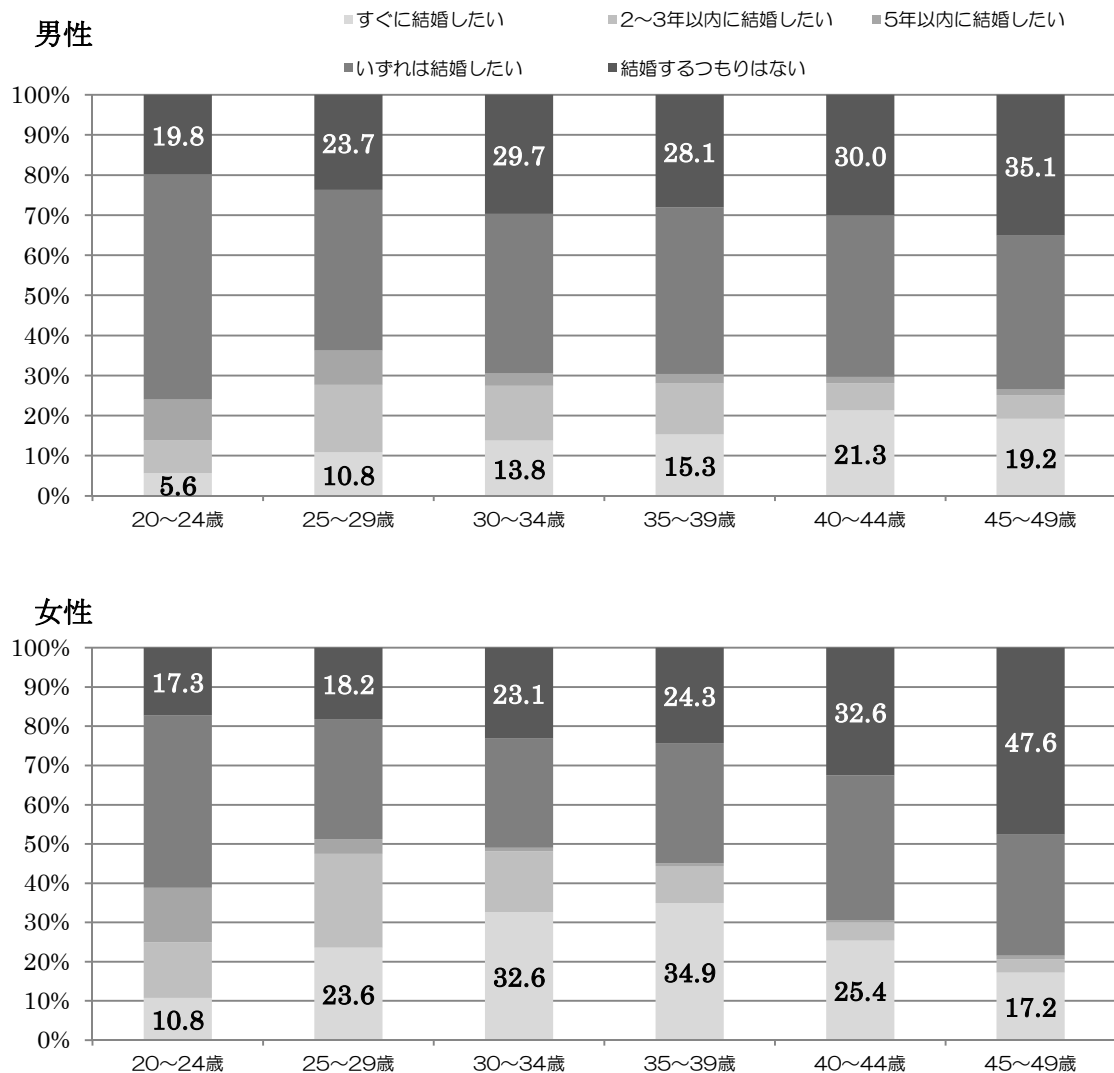
2 結婚、妊娠に関する相談・支援体制の強化

(1) 結婚支援

現状と課題

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、20～24歳時点において「結婚するつもりはない」が男性19.8%、女性17.3%となっています。また、「すぐに結婚したい」割合は男性40代、女性30代でピークとなります。

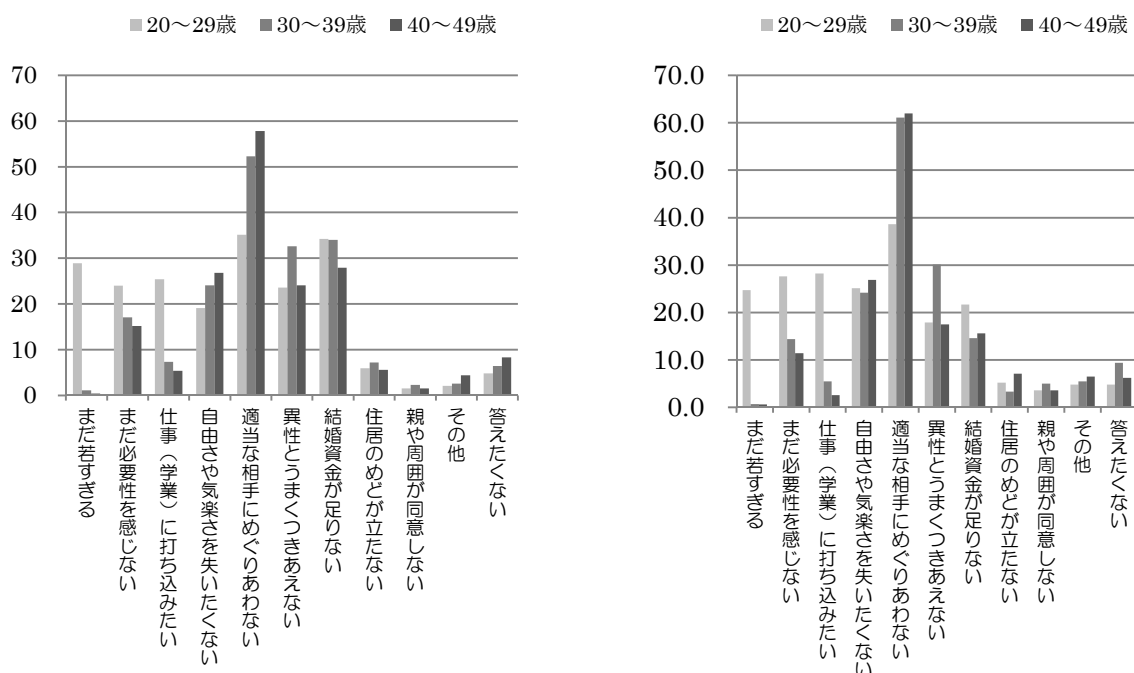
■年齢別 未婚者の結婚意思



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

また、「結婚意思のある未婚者」が独身でとどまっている理由としては、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」ことが一番多い状況ですが、「異性とうまくつきあえない」「結婚資金が足りない」という理由が増加傾向にあります。

■男女別「結婚意向のある人が結婚していない理由」の選択割合（3つまで選択）



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

結婚をするかしないかは、個人の自由な選択にゆだねられるべきものですが、結婚を望む人に対しては、いわゆる「婚活」の後押しのために、出会いの場を提供する等の支援を行っていくことが必要です。

今後の取組

- ア 若い世代の人が結婚から子育てまでのライフデザインを意識するような機会の提供や情報発信を行い、将来の結婚・出産への希望を育みます。
- イ 結婚したいと思っている人たちを後押しするために、婚活イベントの開催や、出会いを応援する企業や団体の登録、地域の結婚サポーターの認定など、結婚サポート体制づくりを進めていきます。
- ウ 結婚したいが「異性とうまくつきあえない」と感じている方もいることから、異性とのコミュニケーションの取り方など自らのスキルを高める研修会を実施します。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 結婚・子育てのポジティブキャンペーン | 若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。 | 子ども未来課 |
| わかやま出会いの広場 | 登録された会員を対象に、県内各地で婚活イベントを開催します。 | 子ども未来課 |
| スキルアップセミナー | 婚活イベントに参加する方を対象に、心構えや異性との接し方などを伝授する研修会を実施します。 | 子ども未来課 |
| わかやま婚活応援隊 | 出会いを応援する企業や団体を「わかやま婚活応援隊」として登録し、結婚サポート体制づくりを進めます。 | 子ども未来課 |

| | | |
|------------------------|---|--------|
| わかやま結婚サポーター | ボランティアで結婚を支援していただける個人を「わかやま結婚サポーター」として認定し、地域に根ざしたきめ細やかな結婚支援を行います。 | 子ども未来課 |
| 企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催 | 家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業と連携して実施します。 | 子ども未来課 |

数値目標

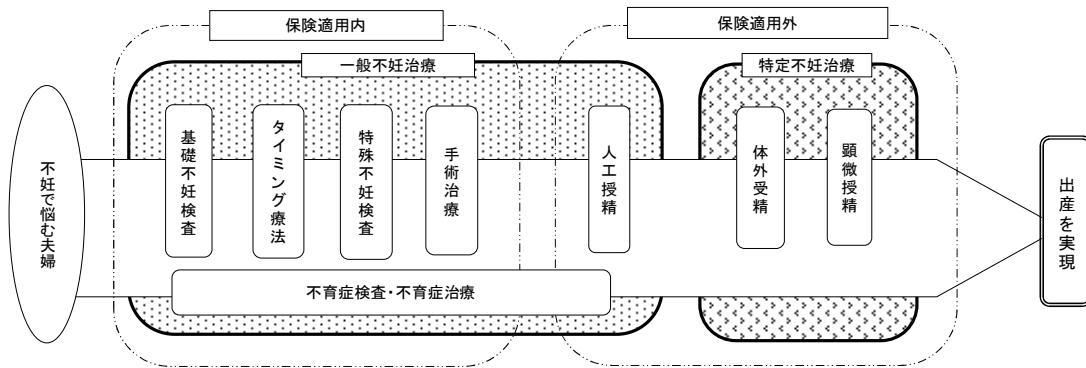
| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|------------------------|----------------------|-------|----------|
| 平均初婚年齢 | 男 30.3 歳 女 28.9 歳 | 令和6年度 | 下降に転じさせる |
| わかやま婚活応援隊や県による出会いの場の提供 | 63 回/年 | 令和6年度 | 100 回/年 |
| 企業等と連携したイベントの開催 | 1 回 | 令和6年度 | 10 回 |

(2) 不妊治療対策の充実

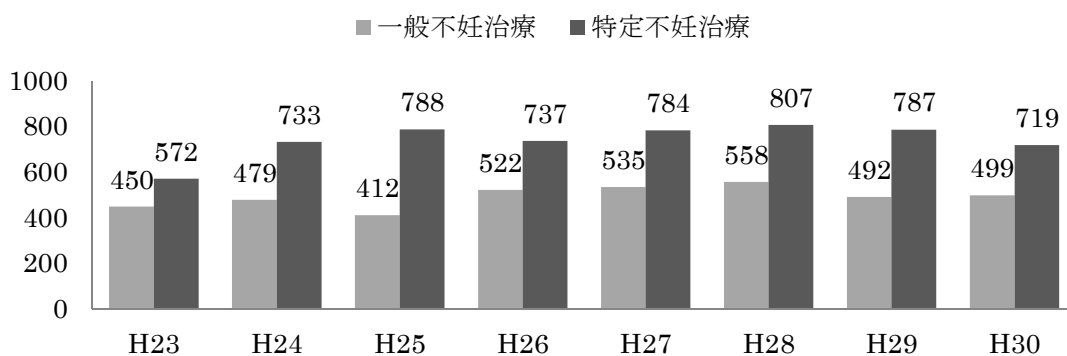
現状と課題

初婚年齢の上昇や晩産化等により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあります。不妊治療は経済面や心身への負担が非常に大きく適切な支援が必要です。

■不妊治療のスキーム



■不妊治療費助成延件数（和歌山市を含む）



■不妊専門相談件数（岩出・湯浅・田辺保健所実施分）

（延件数）

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 電話相談 | 56 | 92 | 71 | 95 | 57 |
| 面接相談 | 123 | 163 | 163 | 152 | 157 |
| メール相談 | 13 | 11 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 192 | 266 | 237 | 250 | 217 |

今後の取組

- ア 不妊に関する知識の普及及び啓発を推進するとともに、県立保健所3か所において不妊専門相談窓口を運営し、医師や保健師による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組みます。
- イ 一般不妊治療及び特定不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の初期から高度治療までの全ての段階で経済的負担の軽減を図ります。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| 不妊専門相談 | 岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所において不妊専門相談を実施します。 | 健康推進課 |
| 一般不妊治療費助成 | 体外受精及び顕微授精を除く医療保険適用の不妊治療、不妊検査及び人工授精、不育症に対する治療・検査に要する費用の一部を助成します。 | 健康推進課 |
| 特定不妊治療費助成 | 医療保険適用外である体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。 | 健康推進課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|------------------------------------|------------|-------|--------|
| 不妊治療費助成の継続 （一般不妊治療及び 特定不妊治療） | 30市町村 | 令和6年度 | 全市町村継続 |

3 安心して出産・子育てができる医療サービスや保健対策の充実

(1) 周産期医療

現状と課題

出産前後の期間に対応する周産期医療については、県内全ての医療圏で出産できる体制を整えており、また、県立医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を地域周産期母子医療センターに認定し、リスクの高い母体・胎児・新生児に高度な医療を24時間体制で提供できるよう医療体制の整備を図っています。

しかしながら、晩婚化等による高齢出産の増加等により、低出生体重児などのリスクの高い新生児の出生割合が増加しています。また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親も増加していることから、メンタルヘルスケア対策の充実も含め、より安定的な周産期医療体制を整備する必要があります。

また、産科医や小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して周産期医療に従事する医師を確保していく必要があります。

今後の取組

- ア 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・正常分娩を取り扱う分娩医療機関及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。
- イ 子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、出産や育児に不安を抱える親へのメンタルヘルスケアを充実するとともに、市町村における産後ケア事業や産婦健康診査を推進するなど、産後うつ予防対策を強化します。
- ウ 返還免除付きの研修・研究資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、産科医・小児科医を確保します。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-----|
| 安心して出産できる医療体制づくり | 高度な周産期医療を提供する周産期母子医療センターの安定的な運営に必要な費用を支援します。 | 医務課 |
| 出産できる環境を堅持するための産科医師支援 | 産科医師を確保するため、若手医師又はベテラン産科医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金・研究資金を貸与します。 | 医務課 |
| 特定診療科医師確保対策 | 特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。 | 医務課 |
| 病院内保育設置促進 | 出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。 | 医務課 |
| 病院勤務医が働きやすい環境づくり | お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。 | 医務課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|----------------------|------------|-------|------|
| 県内の全二次医療圏で出産できる体制の維持 | 7医療圏 | 令和5年度 | 7医療圏 |

(2) 小児救急医療

現状と課題

子供の急病や怪我に対応する小児救急医療体制については、傷病者に対し迅速かつ適切な医療を行うため、傷病の程度に応じ、初期（比較的軽症な救急医療）、二次（入院を要する救急医療）、三次（救命救急医療）の区分により、一般の救急医療体制と同様に体系的な整備を推進しています。

一方で、軽症であっても二次以上の救急医療機関を受診する患者が多いため、病院勤務医への過重な負担が課題となっています。また、小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して小児医療に従事する医師を確保していく必要があります。

今後の取組

- ア 県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を小児専門医療及び小児入院医療の拠点として位置づけ、24時間体制の小児科専門医による高度な小児救急医療や小児科領域の専門的な医療を総合的に提供できる体制を強化します。
- イ 小児救急医療体制を堅持するため、病院勤務医と開業医の連携や医療機関間での連携など地域連携体制を強化し、症状に応じた適切な医療の提供を行います。
- ウ 返還免除付きの研修資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、小児科医を確保します。
- エ 適切な受療行動に関する普及啓発や子供の急病時の相談体制の整備を行い、不要不急の救急受診の抑制や高次救急医療機関への軽症患者の集中緩和に努めます。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----|
| 特定診療科医師確保対策（再掲） | 特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。 | 医務課 |
| 病院内保育設置促進（再掲） | 出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。 | 医務課 |
| 病院勤務医が働きやすい環境づくり（再掲） | お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。 | 医務課 |

| | | |
|------------------------|--|-----|
| 子ども救急相談ダイヤル (#8000) | 平日夜間及び土日・祝日の子供の急病に際し、医療機関での受診の必要性の有無や自宅での処置方法等について、看護師(必要な場合は医師)による電話相談を受け付け、保護者の不安解消や負担軽減、不要不急の救急受診の減少につなげています。 | 医務課 |
| 和歌山県救急医療情報センター | 救急車を呼ぶほどではない急病に際し、県民からの電話照会に対して、24時間365日体制で最寄りの医療機関の案内を行っています。 | 医務課 |

数値目標

| 指標等 | 現状(平成30年度) | 目標年度 | 目標値 |
|------------------------|------------|-------|---------|
| 小児患者が入院可能な二次医療圏数 | 6医療圏 | 令和5年度 | 7医療圏 |
| 子ども救急相談ダイヤル(#8000)相談件数 | 8,551件 | 令和5年度 | 10,500件 |

(3) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

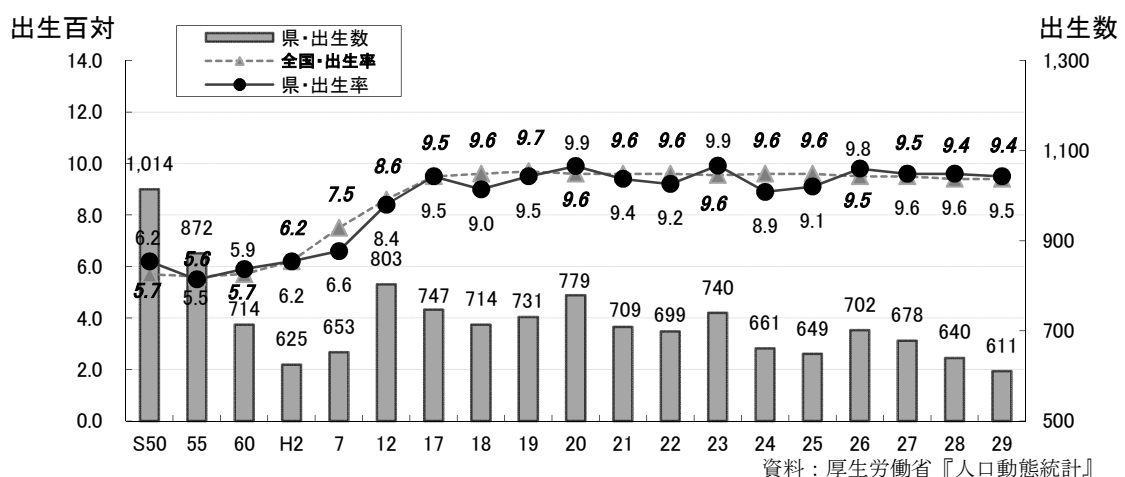
母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てるための基礎となることから、その充実は非常に重要となっています。

核家族化や共働き世帯といった子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会全体で親子の健やかな成長を見守り、母子保健に関わる関係機関の連携体制を強化し、支援していく体制づくりが必要です。

また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親が増加しており、メンタルヘルスや児童虐待予防対策の充実が必要です。

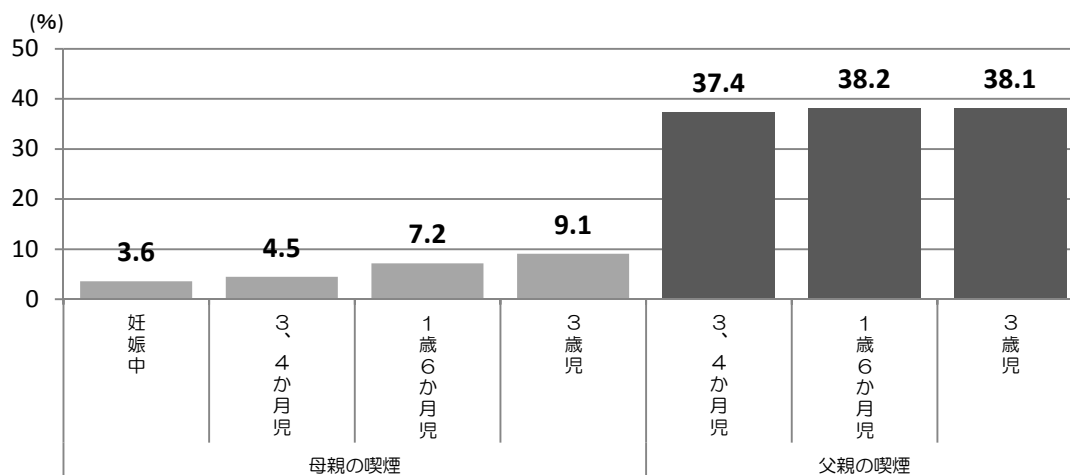
さらに、初婚年齢の上昇や晩産化、喫煙による胎児の発育への悪影響等により、低体重児出生が増加傾向にあります。

低体重児出生数及び出生率の年次推移



禁煙は、乳児死亡の原因の上位を占める乳幼児突然死症候群（SIDS）の発症を予防し、子供の誤飲事故の原因製品として大半を占めるたばこの被害を減らすために重要ですが、育児期間中の両親の喫煙率は子供の成長に伴い増加傾向にあり、低体重児の出産や乳幼児突然死症候群、子供の事故等を防ぐため妊産婦の禁煙対策や家族への受動喫煙対策が必要です。

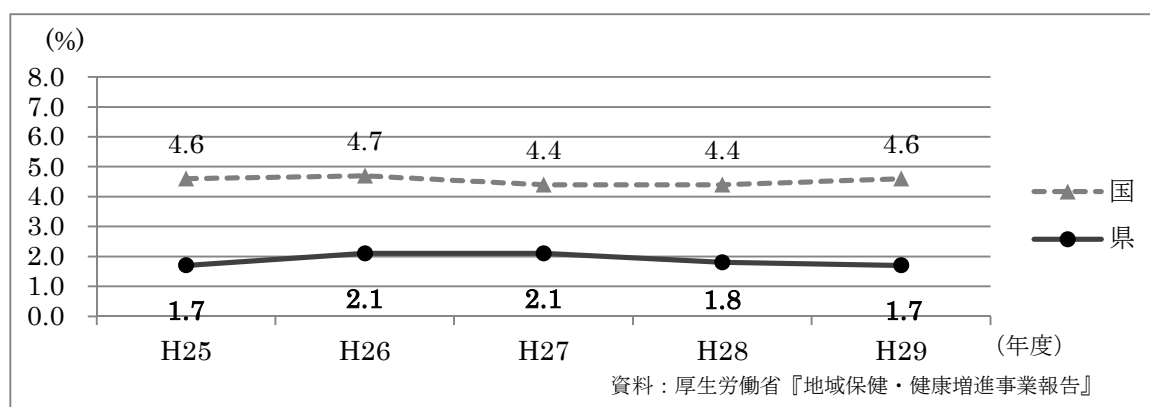
妊娠中の母親及び育児期間中の両親の喫煙率(平成 30 (2018) 年度)



資料：厚生労働省『母子保健事業に係る実施状況等調査』

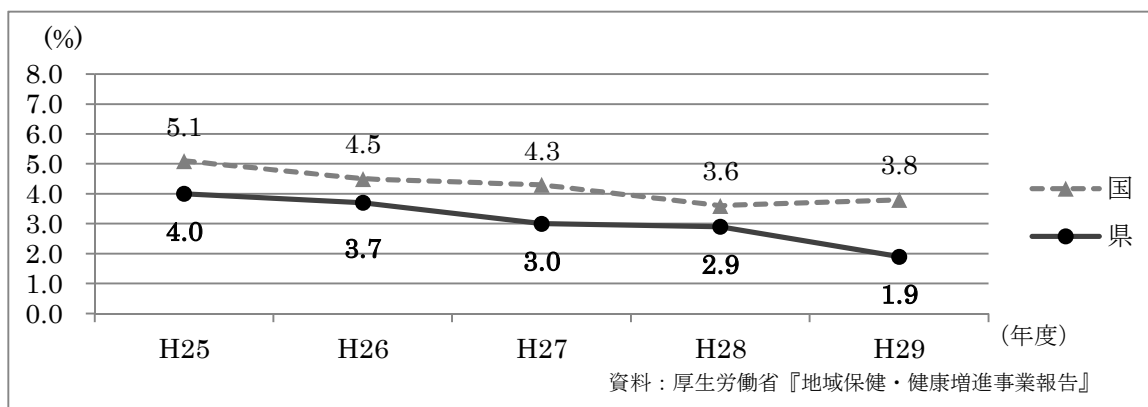
生涯を通じた健康づくりに役立つために、乳幼児期に受ける健康診査、予防接種等の健康情報を保護者等が一元的に確認でき、子供の成長にあわせて、記録が関係機関間（地域保健から学校保健など）で適切に引き継がれる仕組みが必要です。

3～5か月児健康診査 未受診率の年次推移

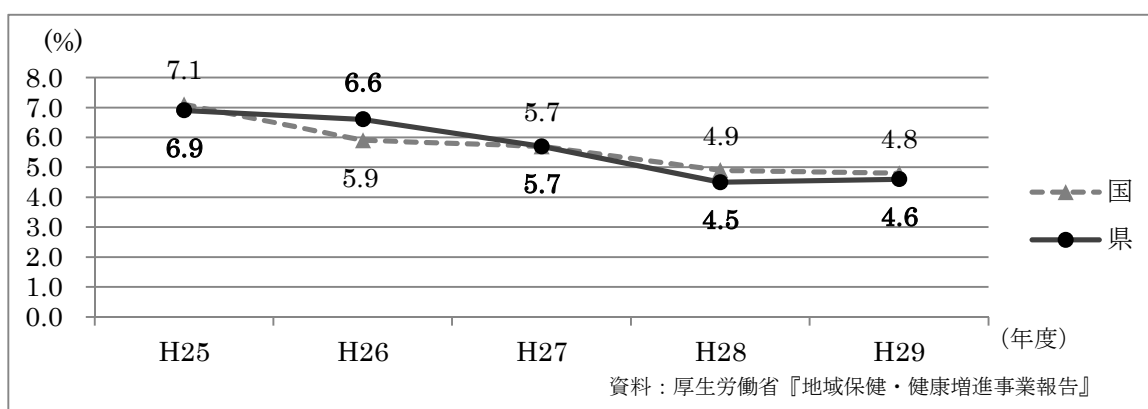


資料：厚生労働省『地域保健・健康増進事業報告』

1歳6か月児健康診査 未受診率の年次推移



3歳児健康診査 未受診率の年次推移



今後の取組

- ア 妊娠期から子育て期まで切れ目なく保健師や助産師等の専門職による総合的相談をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や機能強化について、市町村に対し、財政支援や専門職の研修実施、関係機関の広域的な連携調整等の技術的支援を行います。
- イ 育児不安や産後うつなど妊産婦の抱える身体的及び精神的負担を軽減するために、市町村における産後ケア事業及び産婦健康診査事業を推進し、地域で安心して子供を産み育てられる支援体制を整備します。
- ウ 早期の妊娠届出と適切な妊婦健康診査の受診勧奨、たばこやアルコールなど生活習慣の見直しなど、妊婦の良好な健康管理のための啓発、妊婦健診受診票の交付や出産育児一時金等の支給等、健診・出産の基本的部分の経済的負担の軽減を推進します。
- エ 妊娠初期は、母子の健康を維持するために大切な時期ですが、外見からは妊娠していることが分かりづらいため、周囲から理解が得られにくいことがあります。妊産婦に優しい環境づくりの推進や、受動喫煙の防止等のために、マタニティマークの普及啓発を図ります。

マタニティマーク



- オ 乳幼児健康診査の受診勧奨や未受診児の状況把握、乳幼児健康診査で発達面に問題が見つかった児への発達相談指導等を行い、市町村、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携した支援体制づくりを強化

し、心身の健やかな発達の促進と育てにくさを感じる親の育児不安の軽減を図り、児童虐待予防につなげます。

カ 子供の不慮の事故防止のため、子供の発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭及び市町村、保健所、消防等の関係機関の連携により事故防止対策の取組を強化します。

キ 乳幼児のむし歯は、食事の嗜好やかむ力など、子供が成長・発育する上で必要な口腔機能に影響を与えることから、市町村との協力・連携のもと、妊娠期から学齢期に至るまで切れ目ない歯科保健施策を展開し、適切な歯科保健指導やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の普及に努めます。

ク 子供を感染症から守る取組として、県内の感染症の流行状況や予防接種に関する最新情報を提供しています。今後も、市町村で実施している定期予防接種の接種率が向上するよう啓発等を行います。

ケ マイナポータルの活用による一元的な健康管理を実現するため、市町村における妊婦健診、乳幼児健康診査や予防接種等の健康情報歴の電子化及び転居時の適切な情報連携を推進します。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-----------------|
| 子育て世代包括支援センター〈再掲〉 | 子育て世代のニーズに対応した、きめ細やかで総合的な相談支援をワンストップで行う窓口を設置する市町村を支援します。 | 子ども未来課 健康推進課 |
| 乳児全戸家庭訪問〈再掲〉 | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。 | 子ども未来課 |
| 発達相談・療育相談 | 各市町村の乳幼児健康診査により紹介された発達や療育に心配のある児に対して、発達相談及び療育相談を実施します。 | 健康推進課 |
| 乳幼児の事故予防対策 | 乳幼児のいる全ての家庭において、事故を未然に防止し、いざという時の救急救命措置を実施できるよう、医師会、消防・市町村等と連携し、事故予防講習会を開催します。 | 健康推進課 |
| 育児不安の軽減と子供の健やかな成長の促進 | 育児不安の軽減を図るため、「赤ちゃんとお母さんの健康ガイド」を作成し、母子健康手帳交付時に配布します。 | 健康推進課 |
| 感染症情報宅配便 (紀州っ子を流行病から守ろう!) | 県民(特に小さな子供を持つ保護者の方)に、感染症のまん延、重症化を防ぐ感染症情報を和歌山県ホームページの県感染症情報センターから発信します。 | 健康推進課 |

数値目標

| 指標等 | 現状(平成30年度) | 目標年度 | 目標値 |
|-------------------------|-----------------|-------|-----|
| 子育て世代包括支援センター設置市町村数〈再掲〉 | 26 (平成31年4月) | 令和6年度 | 30 |

| | | | |
|---|---------------------------------|--------|----------------|
| 乳幼児全戸訪問実施市町村数〈再掲〉 | 30 (平成31年4月) | 令和6年度 | 30 [全市町村継続] |
| 出産後退院までに、保健師等による保護者との面接等が必要と考えられる者の基準を定めている市町村数 | 11 | 令和5年度* | 30 |
| 産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数 | 2 | 令和5年度* | 30 |
| 全出生数中の低体重児の割合 | 9.5% (平成29年度) | 令和6年度 | 減少 |
| 妊娠中の妊婦の喫煙率 | 3.6% | 令和6年度 | 0% |
| 3～5か月児健康診査の未受診率 | 1.7% (平成29年度) | 令和6年度 | 0% |
| 1歳6か月児健康診査の未受診率 | 1.9% (平成29年度) | 令和6年度 | 0% |
| 3歳児健康診査の未受診率 | 4.6% (平成29年度) | 令和6年度 | 0% |
| 乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握する方法や時期を決めている市町村数 | 9 | 令和5年度* | 30 |
| 乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合 | 73.3% | 令和5年度* | 100% |
| 虫歯のない3歳児の割合 | 80.7% (平成29年度) | 令和5年度* | 90%以上 |
| 乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口10万人対) | 0歳：15.5 1～4歳：7.1 (平成29年度) | 令和6年度 | なくす |

*第3次和歌山県健康増進計画に基づく

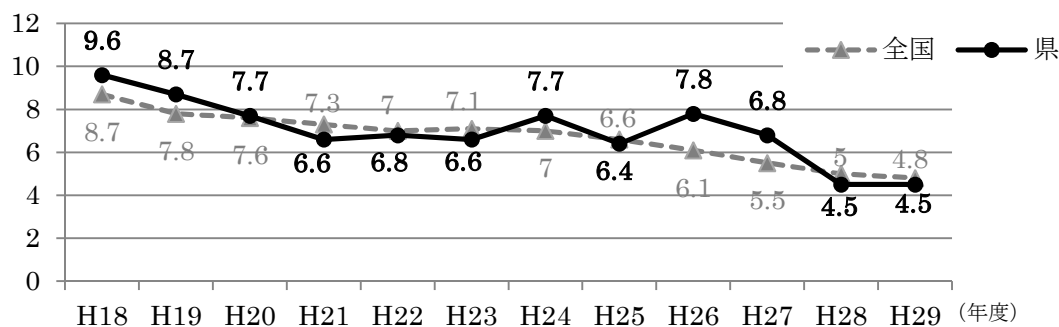
(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

現状と課題

学童・思春期は、健康に関わる様々な情報に自ら触れ、行動を選択し始めるという、生涯の健康づくりの重要なスタートの時です。この時期に、性教育や食生活、喫煙・飲酒などについて正しい知識を身につけるための積極的な取組が求められています。

20歳未満の若者の人工妊娠中絶率については減少傾向にあり、平成29(2017)年度は全国に比べて低い状況ですが、引き続き思春期世代に対する予期せぬ妊娠を予防する教育が必要です。

20歳未満の人工妊娠中絶実施率の年次推移



資料：厚生労働省『衛生行政報告例』

今後の取組

- ア 思春期のこころとからだの問題について、子供自身が正しい知識を身につけ、子育てについての話をするこゝとで責任ある意思決定や性行動ができるよう、中学生や高校生を対象とした思春期保健に関する出前講座を各県立保健所で実施します。
- イ 思春期講座の実施により、妊孕性についてや低体重児出産のリスク等妊娠・出産について正しい知識を学び、中学生や高校生が将来のライフプランについて考える機会を提供します。
- ウ 健やかな母性・父性の育成を図るため、乳幼児とのふれあい体験や思春期講座の機会を拡大するとともに、命の尊さや妊娠の成り立ち、性感染症等に関する情報提供など正しい知識の普及啓発を実施します。
- エ 子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるため、家庭や学校、保育所等と連携した「食育」を推進します。
- オ 不健康なやせは、骨量減少、低体重児出産のリスク等との関連があるといわれています。妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などが正しく理解できるように、教育機関等と連携して高校生を対象に健康教育を実施します。
- カ 思春期保健に取り組む市町村に対しては技術的助言を行うなど、思春期保健対策の充実を図ります。その他、思春期における不登校、適応障害等の精神保健上の問題については、県精神保健福祉センターや保健所における相談の実施や、保健・医療・福祉・教育機関等において精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修・啓発、関係機関との連携の強化など、きめ細やかな対応を促進します。
- キ 未成年期からの喫煙は健康に及ぼす影響が大きく、成人期での喫煙の継続につながりやすくなります。市町村、医師会、教育機関等と連携し、喫煙させないための防煙教室を学童期から実施するとともに、家庭における受動喫煙防止の啓発に努めます。
- ク 心身の発達過程にある未成年者は、臓器の機能が未完成でアルコールの分解能力が低く、飲酒すると、成人に比べアルコール中毒や臓器障害を起こしやすい特徴があるため、アルコールが身体に及ぼす影響について正しい知識を普及し、未成年者の飲酒をなくすように努めます。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|-------|--|----------------|
| 食育の推進 | 行政、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園・学校及び地域の多様な関係者が主体的かつ連携・協働し、食育を推進します。 | 果樹園芸課 健康推進課 |

| | | |
|---------------|---|-------|
| 思春期保健対策 | 高校生に対して、命の尊さや性感染症などの思春期講座やグループワークを取り入れたピアエデュケーション（仲間同士による教育）や、赤ちゃん抱っこ等を体験する乳幼児体験学習を実施します。 | 健康推進課 |
| 未成年者の喫煙・飲酒対策 | 未成年者及び保護者に対して、学校で行われる健康教育や地域・職域連携事業の出張講座等を通じて、喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及に努めます。 | 健康推進課 |
| こころの健康相談 | 県精神保健福祉センター及び県内の保健所において、電話や面接により、思春期の精神科治療の相談、家族及び周囲の方の対応に関する相談に応じる、こころの健康相談を実施します。 | 障害福祉課 |
| ひきこもり対策推進体制整備 | 県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談窓口の設置、情報発信、人材育成及び関係機関との連携強化に取り組みます。また、各保健所においても来所相談や訪問相談を実施します。 | 障害福祉課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|-------------------------------|---|--------|-----------|
| 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気を付けている児童の割合 | 88.3% (平成28年) | 令和5年度* | 100%に近づける |
| 児童・生徒における肥満傾向（中等度、高度）児の割合 | 小学5年生 男子4.27% 女子2.31% (平成28年) | 令和5年度* | 減少 |
| 10代の人口妊娠中絶率（人口10万人対） | 4.5% (平成29年度) | 令和5年度* | 減少 |
| 未成年者の喫煙率 | 中学1年生 男子1.2% 女子1.5% 高校3年生 男子10.4% 女子3.9% (平成28年度) | 令和5年度* | 0% |
| 未成年者の飲酒率 | 中学3年生 男子4.4% 女子1.7% 高校3年生 男子10.3% | 令和5年度* | 0% |

| | | | |
|--|-----------------------|--|--|
| | 女子 5.0% (平成 28 年度) | | |
|--|-----------------------|--|--|

*第3次和歌山県健康増進計画に基づく

(5) 難病等長期療養児の支援

現状と課題

症例数も少なく、治療が長期にわたる難病や小児慢性特定疾病は、子供及び家族の経済的負担や精神的負担が大きい現状にあります。

難病等により長期に療養を必要とする児童等及びその家族が療養生活を送りながらも健やかな成長・発達の機会が保障され、地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、保健・医療・福祉・教育の総合的な対策を推進していく必要があります。

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度では、対象疾病が平成 30（2018）年 4 月現在で 756 疾病（令和元（2019）年 7 月現在で 762 疾病）であり、平成 31（2019）年 3 月末における医療費助成の受給者は 871 人です。幼少期からの慢性的な疾病により、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られることから、児童等の健全育成を図るため、自立に向けた支援が必要となります。

小児慢性特定疾病児のうち、在宅で人工呼吸器等を使用している医療的ケア児については、24 時間のケアが必要であるため家族も疲労が蓄積し、児にとっても家族にとっても負担の大きい状態になる場合があります。

県では、難病等長期療養児及びその家族が不安や悩み等を気軽に相談できる専門的な窓口として、県難病・子ども保健相談支援センター（以下「センター」という。）を県立医科大学附属病院内に設置しています。センターでは療養の長期化等により様々な不安や困難を抱える難病等長期療養児及びその家族の精神的不安などを解消し、生活の質を向上させるための相談・支援を行っています。

保健所では、対象児及び家族の相談に面談や訪問等で応じるとともに、必要に応じて市町村や医療機関等と連携して療養生活の支援を行っていきます。

今後の取組

ア 小児慢性特定疾病対策の充実

小児慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、児童福祉法第19条の2の規定に基づき、医療の給付等を行っています。

また、本事業と併せ、患児の日常生活の向上を図ることを目的に、市町村が実施する日常生活用具給付事業に対する補助を実施しています。

さらに、医療機関や教育機関と連携し、児童等の自立に向けた保護者向け講演会及び相談会、ハローワーク等と連携した就労相談など、自立に向けた支援を実施します。

イ 長期療養児とその家族への相談支援の充実

センターでは、今後も医療機関、市町村や教育機関など関係機関と連携を図り、適切な支援につなげられるよう相談に応じていきます。また同じ病気を持つ子供の家族が悩みを分かり合い、情報交換などを行える「患者家族会」の活動に対して協力と支援を行います。

保健所においても、センターと連携して対象児とその家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供を行います。

ウ 他の支援制度との連携

小児慢性特定疾病児を取り巻く支援としては、障害福祉サービスや医療的ケア児を対象とした支援もあります。人工呼吸器等を使用している医療的ケア児については、必要に応じてレスパイト事業等の支援制度と連携を図ります。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------|-------------------------------------|-------|
| 小児慢性特定疾病医療費助成 | 悪性新生物などの小児慢性特定疾病に対する医療費の公費負担を実施します。 | 健康推進課 |
| 相談支援 | センターや保健所で、電話や面接等により相談を実施します。 | 健康推進課 |

4 仕事と子育ての両立支援

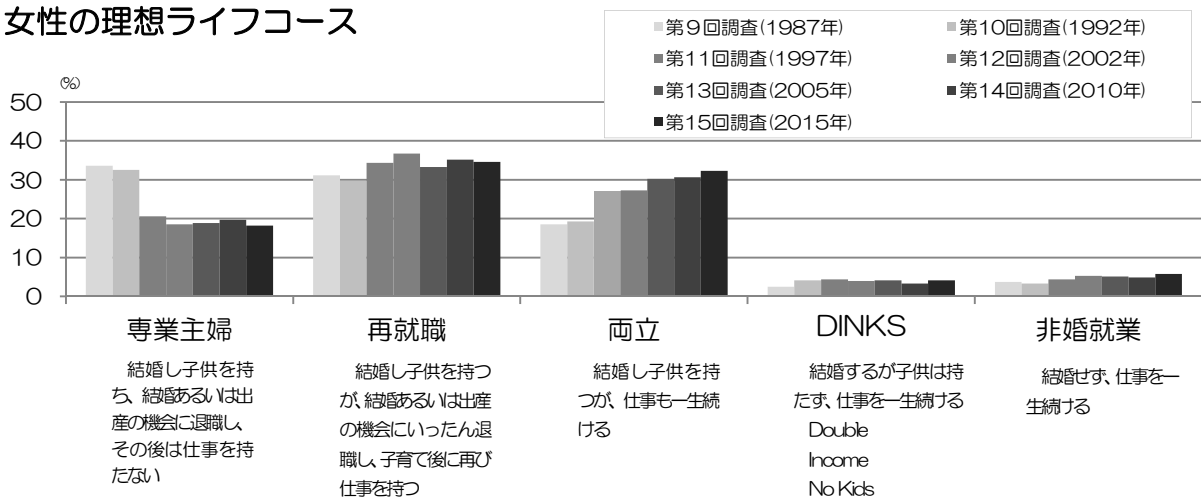
(1) 仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

現状と課題

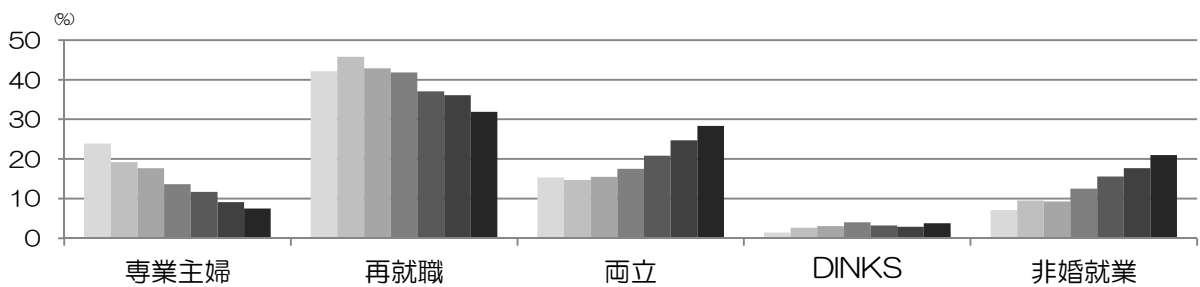
国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』によると、未婚女性が理想とするライフコースとして結婚や出産の機会に退職する専業主婦コースが減り、結婚し子供が生まれても仕事を続ける両立コースが増加している状況であり、実際になりそうだと考える予定コースにおいても同様の傾向がみられます。また未婚男性がパートナーとなる女性に望むコースでも、同様の傾向が続いています。

■女性の理想・予定のライフコース、男性がパートナーに望むライフコース

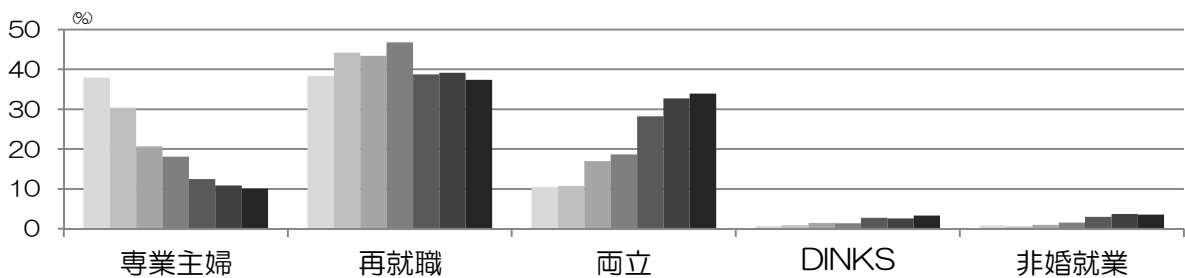
女性の理想ライフコース



女性の予定ライフコース



男性が相手に求めるライフコース



資料：国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』

また、未婚者・既婚者問わず対象として実施した県の「平成 27（2015）年度男女共同参画に関する県民意識調査」においても、両立コースを理想とするのは女性で 37.8%、男性で 28.7%となっており、こうした状況にあわせ、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進める必要があります。

今後の取組

ア 働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発

- a セミナーや交流会等の各種イベントを通じて、県民を対象に男女がともに家事・育児を担うことのできる働き方への転換に向け、啓発を行います。
- b 各種セミナーを開催し、次世代育成支援対策推進法の周知、ワーク・ライフ・バランスが必要とされる背景やその効果、また企業における取組事例発表などにより、事業主・労働者に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。
- c 和歌山県再就職支援センターにおいて女性の就業支援に関する相談を行い、セミナーや合同企業説明会を開催し、出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職支援など女性の就業を総合的にサポートします。

イ 関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

和歌山労働局と連携し、セミナーの開催や、周知啓発ポスターの掲示及びチラシの配布などにより、次世代育成支援対策法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する事業主、労働者、地域住民への広報・啓発を行います。

ウ 企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

- a 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスや女性が働きやすい職場環境づくりの先進的な取組事例を情報収集し、その取組内容、取組のきっかけ、工夫した点、今後の目標、従業員の声などを県ホームページ等で広く紹介していきます。
- b 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、学習素材としても活用できる事例や自己点検シート等を盛り込んだパンフレットを作成し、提供していきます。

エ コンサルタント・アドバイザーの派遣

仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備を図るため、就業規則等の整備、短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備、労務管理の改善などの助言を行う専門家を企業に派遣します。

オ 企業・団体と連携した社会気運の醸成

先進的に取り組む企業・団体とともに発足した「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」「女性活躍企業同盟」を中心として、仕事と家庭の両立についての社会気運を高め、県内各企業・団体に取組を広げていきます。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|------|---|-------|
| 労働教育 | 事業主、労働者等を対象に職業生活と家庭生活との両立を啓発するセミナーを開催します。 | 労働政策課 |

| | | |
|------------------|---|-------------|
| 働き方改革推進 | 仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備のため、助言を行う専門家を企業に派遣します。 | 労働政策課 |
| 和歌山県就活サイクルプロジェクト | 出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職等を促進するため、女性就業相談に応じ、セミナーや合同企業説明会を開催します。 | 労働政策課 |
| わかやま結婚・子育て応援企業同盟 | セミナーや参加企業による意見交換会を開催し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。 | 子ども未来課 |
| 女性活躍企業同盟 | 階層別セミナーや参加企業等による交流会を開催し、女性が安心して働き活躍できる環境整備を促進します。 | 青少年・男女共同参画課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|---------------------------|-------------------------|-------|-------------------|
| 男性の育児休業取得率 | 4.47% ※常用労働者30人以上の企業 | 令和6年度 | 13% (国が定める目標値) |
| 専門家派遣の申し込みへの対応率 | 100% | 令和6年度 | 100%対応できる体制を維持 |
| 「就活サイクル」プロジェクトへの参画企業数（累計） | 276社 | 令和6年度 | 500社 |
| わかやま結婚・子育て応援企業同盟の参加数（累計） | 340企業・団体 | 令和6年度 | 1,500企業・団体 |
| 女性活躍企業同盟の参加数（累計） | 336企業・団体 | 令和6年度 | 1,500企業・団体 |

(2) 仕事と子育ての両立を支援する地域の体制づくり

現状と課題

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、保育需要が高まっています。

産休明けや育休明けの早い時期から、保育を利用する希望が増加しており、本県においても、特に0歳から2歳の入所希望者が増加している一方で、0歳では児童3人に対して1人、1歳から2歳では児童6人に対して1人の保育士を配置する必要があり、人材の確保が課題となっています。

また、共働き世帯の増加により、就学前は延長保育等で遅くまで保育を受けられていたが、小学校入学後に預かってもらえる場所がないという、いわゆる「小1の壁」が全国的に問題となっており、本県においても、受け入れ体制を増やしているものの、入所希望者の増加が上回り待機児童が発生している状況があります。全ての子どもたちが放課後や週末等に安全で安心して活動できる居場所の確保を図る必要があります。

今後の取組

ア 低年齢児保育の受け皿整備

需要が増えている低年齢児の保育ニーズに対応するため、新設や既存施設からの移行による認定こども園

の整備や、企業内保育所等の活用による受け入れ体制の充実に市町村とともに取り組みます。また、企業内保育所等に入所している児童が、3歳になって保育所・認定こども園・幼稚園にスムーズに転園できるよう、状況を注視し対応していきます。

イ 保育士等の人材確保

- a 保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援します。
- b 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。
- c 保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

ウ 放課後児童対策

- a 小学生が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子供教室推進事業」「子どもの居場所づくり事業」の一体的又は連携した実施について、福祉部局と教育委員会が協力し進めていきます。
- b 放課後児童クラブに従事する人材を確保するため、必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得する放課後児童クラブ認定資格研修を継続して開催します。また、放課後児童クラブの補助員として従事する子育て支援員の養成を行います。
- c 放課後児童クラブ従事者の安定的確保を図るため、就職あっせん、求職情報の提供等を行うコーディネーターを配置します。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 認定こども園等の施設整備支援 | 認定こども園等の施設整備、緊急環境整備等を支援します、 | 子ども未来課 |
| 保育士のキャリアアップ研修 | リーダー的職員の育成を図るための研修を、(1)乳児保育、(2)幼児教育、(3)障害児保育、(4)食育・アレルギー対応、(5)保健衛生・安全対策、(6)保護者支援・子育て支援、(7)マネジメント、(8)保育実践 の8分野で実施します。 | 子ども未来課 |
| 保育士人材コーディネータ | 保育士の就職に関する相談、あっせん、再就職支援研修の実施や、現職保育士からの相談に対応します。 | 子ども未来課 |
| 保育士修学資金等貸付 | 保育士修学資金、就学時を持つ保育士を対象とした保育料等、就職準備金、保育所等への保育補助者雇上について貸付を実施します。(一定期間保育士として勤務すると返還免除となります。) | 子ども未来課 |
| 放課後児童健全育成対策等施設整備〈再掲〉 | 放課後児童クラブ等の整備を支援します。 | 子ども未来課 |
| 次世代育成支援関係職員研修 | 放課後児童健全育成事業に従事する職員等の資質向上を図る研修を実施します。 | 子ども未来課 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| 子育て支援員研修 | 地域における子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成とスキルアップを実施します。 | 子ども未来課 |
| 子どもの居場所づくり推進 | 放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。 | 生涯学習課 |

数値目標

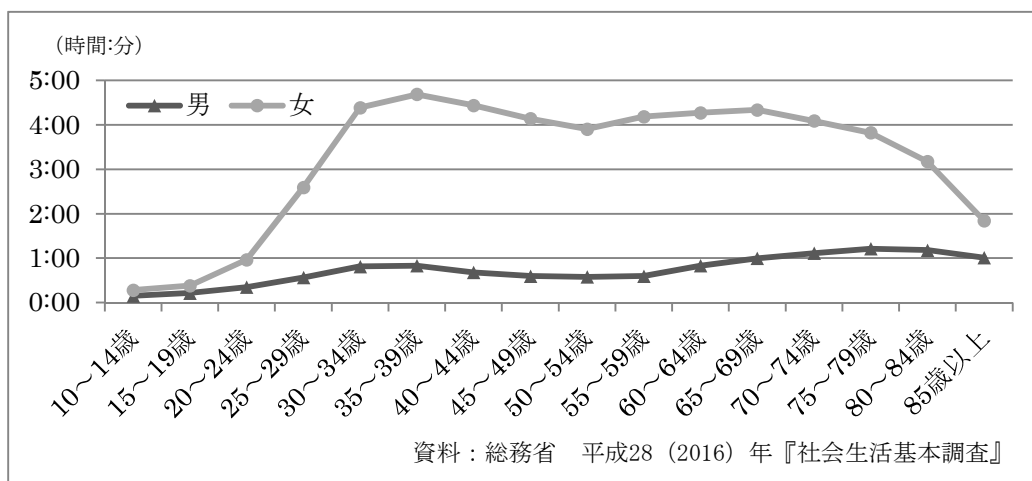
| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|-------------------------------|--------------------|-------|----------|
| キャリアアップ研修の実施分野 | 8分野 | 令和6年度 | 毎年8分野を実施 |
| 保育士支援コーディネータによる相談支援件数 | 498件 | 令和6年度 | 500件/年 |
| 保育士修学資金の貸付件数 | 88件 | 令和6年度 | 100件/年 |
| 放課後児童クラブを活用できる小学校区〈再掲〉 | 88.7% (平成31年4月) | 令和6年度 | 全小学校区 |
| 放課後に学習や体験活動を行う場を設置した小学校区 | 68.9% | 令和6年度 | 全小学校区 |
| 地域子ども・子育て支援事業の従事者のスキルアップ研修受講率 | 72% | 令和6年度 | 100% |

(3) 家庭での役割分担

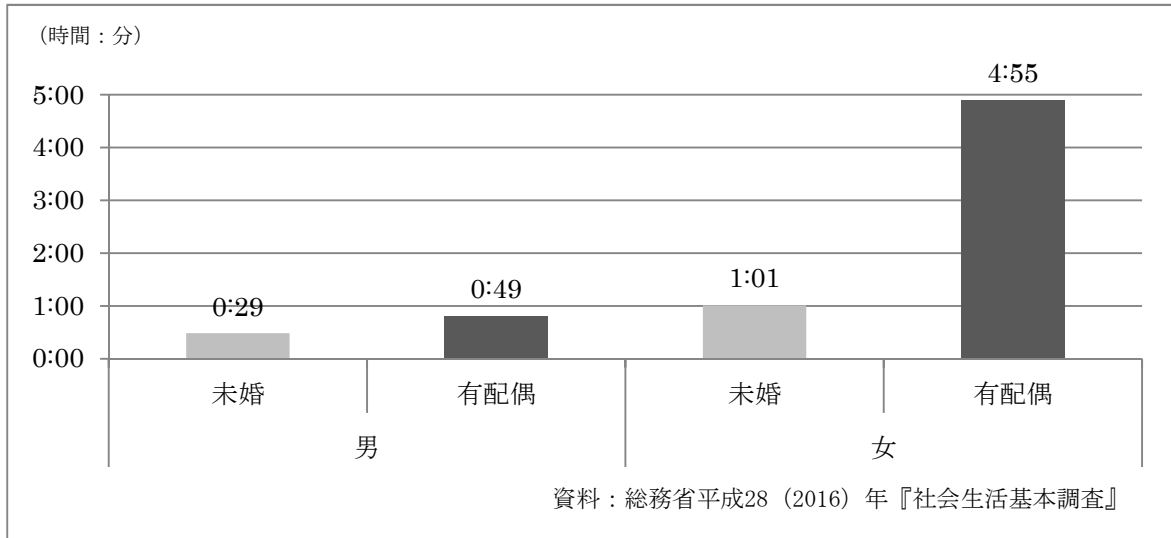
現状と課題

総務省「平成28（2016）年社会生活基本調査」によると、女性が家事関連（「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」）にかかる時間は男性の約4倍となっています。また、結婚の前後における家事関連時間を比較すると、男性の場合約3倍程度ですが、女性は約9倍となっており、家庭の中での家事・育児が女性に集中している状況がみられます。

■男女、年齢階級別家事関連時間（週全体1日平均）



■男女、配偶関係別家事関連時間（週全体1日平均 15歳以上）



誰もが希望する仕事をしながら、楽しく子育てができる環境づくりのため、男性の家事・育児参加を促していくことが必要です

今後の取組

ア 職場を通じた広報・啓発

企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援する中で、男性の家事・育児参加の必要性についても啓発していきます。

イ 啓発イベントの開催

家事教室や親子の工作教室など、男性が子供と一緒に楽しめるイベントを賛同する企業とともに開催し、家事や育児に対する意識を高めます。

ウ 家族で話し合うきっかけの提供

県のPRキャラクター「きいちゃん」を活用し、子供も含めて家庭での役割分担を話し合うきっかけとなるチラシやパンフレット等を作成するなど、家族みんなで家事を行う気運を醸成します。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|--------|
| わかやま結婚・子育て応援企業同盟（再掲） | セミナーや参加企業による意見交換会を開催し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。 | 子ども未来課 |
| 企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催（再掲） | 家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業等と連携して実施します。 | 子ども未来課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成 30 年度） | 目標年度 | 目標値 |
|--------------------------------------|---------------------------|---------|-------------------|
| 男性の育児休業取得率 〈再掲〉 | 4.47% ※常用労働者 30 人以上の企業 | 令和 6 年度 | 13% (国が定める目標値) |
| わかやま結婚・子育て応援企 業同盟の参加数（累計） 〈再掲〉 | 340 企業・団体 | 令和 6 年度 | 1,500 企業・団体 |
| 企業と連携したイベントの 開催 〈再掲〉 | 1 回 | 令和 6 年度 | 10 回 |

5 社会全体で子育てを支援する仕組みの強化

現状と課題

地域社会の結びつきが希薄になり、地域全体で子供を育てる力が弱くなっており、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報を入手することが難しい人もいます。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を解消するために、子育て家庭が地域住民と関わる機会を増やしたり、身近な地域での相談体制の整備を進めるとともに、県として、必要な子育て情報を素早く的確に提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、子育てに関する価値観が多様化するとともに、家庭や地域の中で子供たちと高齢者など異なる世代が交流する機会が減少しており、健全な成長に必要な体験等が不足し、基本的な生活習慣が身に付いていない子供も多く、家庭や地域の教育力の向上も必要です。

さらに、子育て世帯が安心して生活できるよう、生活の基盤となる住居の安定した確保、子供に対する犯罪を防止する取組や安全な道路交通環境の整備など、様々な視点で子供の健全な成長を見守り、支える環境を整備する必要があります。

今後の取組

- ア 保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」を、市町村とともに推進していきます。
- イ 母子保健推進員は市町村長から委嘱されたボランティアの方で、妊産婦期から家庭訪問活動を実施し、乳幼児健康診査の受診勧奨をはじめ早期妊娠届の勧奨や各種母子保健施策の紹介を行うなど行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしています。今後も、母子保健推進員に対して引き続き研修会を開催し母子保健推進員のスキルアップを図り、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、地域全体で子育てができるよう体制づくりに努めます。
- ウ 子育てに関する情報を負担なく、的確に得ることができるよう、SNSなど情報ツールの普及状況にあわせ、様々なチャネルで情報提供を行っていきます。
- エ 子育ての不安やストレスを解消するため、「子どもと家庭のテレフォン110番」などの気軽に相談できる体制を充実します。
- オ 児童家庭支援センターにおいて、子供や家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。
- カ 子供も親も気軽に楽しみながら、様々な情報も得ることができる機会を、企業や大学、地域の子育て支援団体等と協力して、県内各所に増やしていきます。
- キ 地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成するため、必要な知識を習得するための研修を実施します。
- ク 昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。
- ケ 放課後等一人で過ごさなければならない子供の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。
- コ 地域での子供の居場所を作り、子供同士や大人との交流を促進するため、子供食堂を実施する民間団体の取組を支援します。
- サ 帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じ

られる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

- シ 地域の青少年が青少年を育てる循環システムを構築する「リレー式次世代健全育成事業」など、青少年の健全育成の体制づくりを支援します。
- ス 子育て家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性等について「家庭教育サポートブック」を活用した啓発を行うなど、家庭の教育力の向上に取り組めます。
- セ 地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進するとともに、「共育コミュニティ」（地域学校協働本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。
- ソ 子供たちが、本県の優れた歴史や自然など身近な地域の魅力に気づき、ふるさとへの愛着を高めるよう、ふるさと教育を充実します。
- タ 子育て世帯が安心して居住できる住宅環境を確保するため、円滑に入居できる民間賃貸住宅の登録、登録住宅の改修支援、住宅情報の提供や入居に関する支援等を行う法人の指定など、住宅セーフティネット制度を推進します。
- チ 公営住宅団地の建替え、民間住宅団地の整備、まちづくり事業などの実施、空き施設の活用などの際には、託児所・保育所などの子育て支援施設の整備・併設を推進します。
- ツ 市町村、警察、保育施設・学校関係者及び地域のボランティア等の関係機関・団体と連携の上、通学路や公園等の施設を合同で点検し、危険個所の把握と情報の共有を行います。また、通学路や公園の死角をなくするため、防犯カメラや防犯灯、見通しの良い植栽・柵を設置し、安全性の高い環境の整備・改善に取り組めます。
- テ 地域のボランティア等と連携した日常の見守り活動を通して、子供が安心して登下校を行い、また、地域の公園や施設で遊べる環境づくりに取り組めます。
- ト 子供の年齢や理解度に応じて、紙芝居や演劇等により危険な事案への対応要領を教示し、子供が考えながら参加・体験できる防犯教育に取り組めます。
- ナ 国や市町村、関係機関と連携の上、ビッグデータの活用等による生活道路の交通安全対策、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路等における安全・安心な歩行空間の創出など、安全で快適な交通環境の実現に取り組めます。

主な関連施策

| 事業 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------|
| 地域子育て拠点（再掲） | 地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点を設置する市町村を支援します。 | 子ども未来課 |
| わかやま子育ての広場 | 県内全域の子育て情報を発信するホームページ「わかやま子育ての広場」の内容を更に充実します。 | 子ども未来課 |
| 子どもと家庭のテレフォン110番（再掲） | 育児や子供の発達に心配・悩みをお待ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24時間365日体制で対応します。 | 子ども未来課 |
| 企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催（再掲） | 家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業等と連携して実施します。 | 子ども未来課 |

| | | |
|----------------------|--|-------------|
| 母子保健推進員の活動支援事業 | 母子保健推進員活動支援会議、母子保健推進員への研修や地域住民を対象とした母子保健・健全育成住民会議等を開催します。 | 健康推進課 |
| 母子保健関係者地域連携会議 | 医師や助産師会、母子保健医療の専門職や県立保健所及び市町村母子保健担当者等により、圏域の課題解決に向けた協議を行います。 | 健康推進課 |
| 放課後児童健全育成対策等施設整備〈再掲〉 | 放課後児童クラブ等の整備を支援します。 | 子ども未来課 |
| 和歌山子供食堂支援〈再掲〉 | 帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に食事を提供する民間団体の取り組みを支援します。 | 子ども未来課 |
| 子どもの居場所づくり推進 | 放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。 | 生涯学習課 |
| リレー式次世代健全育成事業 | 地域の次代を担う青少年育成の循環システムを構築します。 | 青少年・男女共同参画課 |

数値目標

| 指標等 | 現状（平成30年度） | 目標年度 | 目標値 |
|----------------------------|--------------------|-------|-------|
| 地域子育て支援拠点設置市町村数〈再掲〉 | 28 (平成31年4月) | 令和6年度 | 29 |
| 母子保健推進員活動支援会議の開催 | 3回 | 令和6年度 | 継続 |
| 母子保健関係者地域連携会議 | 7圏域で開催 | 令和6年度 | 継続 |
| SNSを活用した子育て情報の発信 | — | 令和3年度 | 運用開始 |
| 企業等と連携したイベントの開催数〈再掲〉 | 1回 | 令和6年度 | 10回 |
| 放課後児童クラブを活用できる小学校区〈再掲〉 | 88.7% (平成31年4月) | 令和6年度 | 全小学校区 |
| 放課後に学習や体験活動を行う場のある小学校区〈再掲〉 | 68.9% | 令和6年度 | 全小学校区 |

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県庁内の関係課が連携して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 和歌山県子ども・子育て会議

本計画に記載している子育て支援を、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、本計画の点検・評価を踏まえた改善等の提言をいただく和歌山県子ども・子育て会議を定期的に開催します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

子供を取り巻く環境の変化や社会の動向、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

市町村別 幼児期の教育・保育のニーズ量及びその確保方策

用語説明

・ 1号

3歳から5歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定（1号認定）を受けた子どもを示します。（利用先：幼稚園、認定こども園）

・ 2号

3歳から5歳で、保育を必要とし、その認定（2号認定）を受けた子どもを示します。（利用先：保育所、認定こども園）

・ 3号

0歳から2歳で、保育を必要とし、その認定（3号認定）を受けた子どもを示します。（利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等）

・ 確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園です。

・ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設

平成26年度までへき地保育所であった施設です（へき地保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される、児童を保育するための施設で、都道府県知事が指定したものです）。